

（事業の目的）

第1条 株式会社すずらんが設置するケアステーションすずらん祖師谷大蔵（以下「事業所」）において実施する指定訪問介護及び総合事業訪問介護サービスの各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」と言う。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は総合事業訪問介護サービスにあたっては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護等又は総合事業訪問介護サービスを提供する事を目的とする。

（運営方針）

- 第2条
- 1 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。
 - 2 事業の実施にあたっては、必要な時に必要な訪問介護の提供が出来るように努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となる事の予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 5 事業の実施にあたっては、利用者の所在する区市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業運営）

第3条 指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスの提供にあたっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ケアステーションすずらん祖師谷大蔵
- （2）所在地 東京都世田谷区祖師谷3-7-9 AYビル1階

（従業者の職種、員数および職務内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスの実施に関し、従事者に対し順守すべき事項について指揮命令を行う。
- （2）サービス提供責任者 3名
利用者の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画・総合事業訪問介護サービス計画の作成を行う。
- （3）訪問介護員 12名
訪問介護員等は、訪問介護計画・総合事業訪問介護サービス計画に基づき指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりです。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定訪問介護・総合事業訪問介護サービスの内容)

第7条 本事業で行う指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (ア) 訪問介護・総合事業訪問介護サービス計画の作成
- (イ) 身体介護に関する内容
 - ① 排泄・食事介助
 - ② 清拭・入浴・身体整容
 - ③ 体位変換・移動・移乗介助・外出介助
 - ④ 起床及び就寝介助
 - ⑤ 服薬介助
 - ⑥ 自立生活支援の為の見守りの援助（自立支援・ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時解除できる状態で行う見守り等）
- (ウ) 生活援助に関する内容
 - ① 掃除
 - ② 洗濯
 - ③ ベッドメイク
 - ④ 衣類の修理・被服の補修
 - ⑤ 一般的な調理・配下膳
 - ⑥ 買い物・薬の受け取り

(利用料等)

- 第8条 1 指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、原則としてその1割の支払いを受けるものとする。一定以上の所得のある利用者は基本料金の2割又は3割となる。
- 2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスの要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。また利用料の支払いを受ける時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域を超えて行う事業に要する公共交通機関等の交通費は、その実費を徴収する。
- 4 指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスの提供開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文章で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受けるものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスに係る利用料の支払

いを受ける時は、提供した指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスの内容、費用の額その他必要と認める事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、世田谷区、狛江市とする。

(緊急時における対応方法)

- 第10条1 訪問介護員等は、指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する区市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な処置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条1 指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスの提供に関わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は提供した指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市区町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、また、区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は提供した指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

- 第12条1 本事業所は従業者の資質向上の為に次の通り研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年3回
 - (3) 高齢者虐待防止研修 年1回以上 その他は指針に沿って運用を行う
 - (4) 感染症対策研修 年1回以上 その他は指針に沿って運用を行う
 - (5) ハラスメント防止研修 年1回以上 その他は方針に沿って運用を行う
- 2 高齢者虐待防止について以下の措置を講ずるものとする。
- (1) 担当責任者は管理者とする。
 - (2) 職員には定期的な研修の実施(年1回以上)、新任職員への研修の実施、その他必要な教育・研修の実施を行う。
 - (3) 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管を行う。
 - (4) 虐待等が発生した場合は、速やかに区に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳

正に対処する。緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は指定訪問介護等・総合事業訪問介護サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低2年間、総合事業訪問介護サービスについては5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社すずらんと事業所の管理者との協議に基づいて定める者とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日に改訂した。

この規程は、令和4年10月1日に改訂した。

この規程は、令和6年4月1日に改訂した。

この規程は、令和6年5月21日に改訂した。